(b)　三年目及び四年目については、次のとおりとする。

(i)　日本国は、各年におけるＳＧ２品の基準価格（注）以上の価格で輸入されるＳＧ２品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計が当該各年の前の三会計年度の間の一の会計年度におけるＳＧ２品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合に限り、当該基準価格以上の価格で輸入されるＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

注　この(b)及び(c)の規定の適用上、「基準価格」とは、次の価格をいう。

(a)　関税分類番号〇二〇三一二・〇二一、〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一九・〇二一、〇二〇三一九・〇二三、〇二〇六三〇・〇九二、〇二〇六三〇・〇九三、〇二〇六四九・〇九二及び〇二〇六四九・〇九三の品目に分類される原産農産品については、一キログラムにつき二百九十九円

(b)　関税分類番号〇二〇三一一・〇三〇、〇二〇三二一・〇三〇及び〇二〇三二一・〇三〇の品目に分類される原産農産品については、一キログラムにつき二百九十九円二十五銭

(ii)　日本国は、各年におけるＳＧ２品の基準価格未満の価格で輸入されるＳＧ２品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計が次の数量を超える場合に限り、当該基準価格未満の価格で輸入されるＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(A)　三年目については、六万三千メートル・トン

(B)　四年目については、七万千四百メートル・トン

(c)　五年目から九年目までについては、次のとおりとする。

(i)　日本国は、各年におけるＳＧ２品の基準価格以上の価格で輸入されるＳＧ２品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計が当該各年の前の三会計年度の間の一の会計年度におけるＳＧ２品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十九パーセントを超える場合に限り、当該基準価格以上の価格で輸入されるＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(ii)　日本国は、各年におけるＳＧ２品の基準価格未満の価格で輸入されるＳＧ２品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計が次の数量を超える場合に限り、当該基準価格未満の価格で輸入されるＳＧ２品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(A)　五年目については、七万九千八百メートル・トン

(B)　六年目については、八万八千二百メートル・トン

(C)　七年目については、九万六千六百メートル・トン

(D)　八年目については、十万五千メートル・トン

(E)　九年目については、十万五千メートル・トン

2　ＳＧ２品に関し、第一款３(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(a)　関税分類番号〇二〇三一一・〇四〇、〇二〇三一二・〇二一、〇二〇三一九・〇二一、〇二〇三一二・〇四〇、〇二〇三二二・〇二一、〇二〇三二九・〇二一、〇二〇六三〇・〇九九及び〇二〇六四九・〇九九の品目に分類されるＳＧ２品については、

(i)　一年目については、四パーセント

(ii)　二年目から四年目までについては、三・四パーセント

(iii)　五年目から七年目までについては、二・八パーセント

(iv)　八年目及び九年目については、二・二パーセント

(b)　関税分類番号〇二〇三一二・〇二一、〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一九・〇二一、〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三二九・〇二一、〇二〇六三〇・〇九二、〇二〇六三〇・〇九三、〇二〇六四九・〇九二及び〇二〇六四九・〇九三の品目に分類されるＳＧ２品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

(i)　一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第一のセーフガード基準輸入価格（注）との差額

注　この(b)の規定の適用上、「第一のセーフガード基準輸入価格」とは、一キログラムにつき五百二十四円に対し百パーセントに各年について(a)に定める関税率を加えた率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(ii)　第一の代替税率（注）

注　この(b)の規定の適用上、「第一の代替税率」とは、次の関税率をいう。

(a)　一年目及び二年目については、関税分類番号〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一九・〇二三、〇二〇三二二・〇二三、〇二〇六三〇・〇九三又は〇二〇六四九・〇九三の品目について日本国の表に定める関税率

(b)　三年目から七年目までについては、一キログラムにつき百円

(c)　八年目及び九年目については、一キログラムにつき七十円

(c)　関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇、〇二〇三二一・〇三〇、〇二〇三二一・〇二〇及び〇二〇三二一・〇三〇の品目に分類されるＳＧ２品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

(i)　一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第二のセーフガード基準輸入価格（注）との差額

注　この(c)の規定の適用上、「第二のセーフガード基準輸入価格」とは、一キログラムにつき三百九十三円に対し百パーセントに各年について(a)に定める関税率を加えた率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(ii)　第二の代替税率（注）

注　この(c)の規定の適用上、「第二の代替税率」とは、次の関税率をいう。

(a)　一年目及び二年目については、関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇又は〇二〇三二一・〇二〇の品目について日本国の表に定める関税率

(b)　三年目から七年目までについては、一キログラムにつき七十五円

(c)　八年目及び九年目については、一キログラムにつき五十二円五十銭

3　この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、１に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。

4　日本国は、九年目の終了後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならず、又は維持してはならない。

5　この協定が効力を生ずる年が十二箇月未満である場合には、１の規定の適用上、同年において適用される発動水準については、同年についてＳＧ２品に関し１に定める発動水準に、分母を十二とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第四款　加工された豚肉についての農産品セーフガード措置

1　日本国は、第一款２の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「ＳＧ３」を掲げる品目に分類される原産農産品（以下この款において「ＳＧ３品」という。）に対し、次の条件が満たされる場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a)　一年目から四年目までについては、日本国は、各年における英国からのＳＧ３品及び日ＥＵ経済連携協定第二・五条１に定義する「原産農産品」であって、日ＥＵ経済連携協定附属書二―Ａ第三編第Ｃ節第四款１に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「ＳＧ３」を掲げる品目に分類されるものの輸入数量の合計（以下この款において「ＳＧ３品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計」という。）が当該各年の前の三会計年度の間の一の会計年度におけるＳＧ３品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十八パーセントを超える場合に限り、ＳＧ３品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(b)　五年目から九年目までについては、日本国は、各年におけるＳＧ３品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計が当該各年の前の三会計年度の間の一の会計年度におけるＳＧ３品及び対応する欧州連合からの産品の輸入数量の合計のうち最大のものの百二十一パーセントを超える場合に限り、ＳＧ３品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。